

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-8
処分の種類	児童福祉司等による指導措置			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第27条第1項第2号			
処分の概要	児童またはその保護者を児童福祉司、社会福祉主事、児童委員・市町村・児童家庭支援センター等に指導させ、又は指導を委託すること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考]</p> <p>児童福祉法第27条第1項第2号  都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。  (一 略)  二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。</p>			
基準の制定根拠	—			